振興特別措置法第３条第１項第３号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／A － 0.019｝、｛（B － A）／ A － 0.019｝× 0.1 × 36.7 ×β－（α－β）× 0.1 × 36.7、｛（C － A）／ A － 0.122｝、｛（B － A）／ A － 0.019｝× 36.7 ×β－（α－β）× 36.7 又は D × 1.83 ／ 1.72 ＋｛（B － A）／ A － 0.019｝× 36.7 ×β－（α－β）× 36.7 －｛（C － A）／ A － 0.122｝× 8.9 が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが 3.045 を超えるときは 3.045 とする。

βが 3.045 を超えるときは 3.045 とする。

［0.5 ×｛（C － A）／ C － 0.3｝／ 0.1］が 0.5 を超えるときは 0.5 とし、0.0 を下回ると

振興特別措置法第３条第１項第３号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／A － 0.019｝、｛（B － A）／ A － 0.019｝× 0.3 × 34.7 ×β－（α－β）× 0.3 × 34.7、｛（C － A）／ A － 0.122｝、｛（B － A）／ A － 0.019｝× 34.7 ×β－（α－β）× 34.7 又は D × 1.83 ／ 1.74 ＋｛（B － A）／ A － 0.019｝× 34.7 ×β－（α－β）× 34.7 －｛（C － A）／ A － 0.122｝× 8.9 が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが 2.960 を超えるときは 2.960 とする。

βが 2.960 を超えるときは 2.960 とする。

［0.2 ＋ 0.4 ×｛（C － A）／ C － 0.3｝／ 0.1］が 0.6 を超えるときは 0.6 とし、0.2 を下回